

虐待の分類

虐待の種類	内容	具体例
身体的虐待	<p>暴力的行為などで、身体にアザ、痛みを与える行為や、外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 殴る、蹴る、平手打ちをする、叩く、つねる、踏みつける、髪・耳・鼻等を強く引っ張る、やけどや打撲をさせる。 ・ 布団蒸しにする、濡れさせる。 ・ 異物を飲ませたり、食させる。 ・ 無理やり飲食を強要したり、口に押し込む。 ・ 利用者の食事やおやつを与えず、職員が食したりすること。 ・ 押し倒したり、突き倒したり、投げ飛ばす。 ・ 引きずる、衣服をつかんで強制する。 ・ 首根っこをつかむ、頭を押さえつけ ・ 自傷・他傷行為の放置。 ・ 部屋等に長時間閉じ込める。 ・ 居室に長時間入れず、寝かせないような行為。 ・ 長時間の正座 ・ 罰としての減食。 ・ 施設からの閉め出し。 ・ ホース等で水をかける。 ・ 傷等の治療の放置。 ・ 服薬の放置。 ・ 部屋の暖房や冷房を止める。 ・ ベッド等に縛り付けるなどの身体拘束、意図的に薬(精神薬等)を過剰に服用させたりして抑制する。 <p style="text-align: right;">／等</p>
心理的虐待	<p>脅かしや強迫、侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的、情緒的に苦痛を与えること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 排泄の失敗等を嘲笑したり、それを話すなど利用者に恥をかかせる。 ・ 怒鳴る、脅かし、ののしる、自尊心を傷つける言葉、怯えさせるような言葉、悪口をいう。(「馬鹿」「あほう」「死ね」「まぬけ」「役立たず」「のろま」等) ・ 侮辱をこめて幼児のように扱う。 ・ 差別的に扱う。 ・ 利用者の差別的な物まね。 ・ 利用者が話しかけているのを意図的に無視する。 ・ 利用者の大事にしているものを隠す、捨てる、壊す等 <p style="text-align: right;">／等</p>

虐待の種類	内 容	具 体 例
性的虐待	本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 排泄の失敗に対して懲罰的に下半身等を裸にして放置する。 ・ キス、性器への接触、セックスの強要・教唆。 ・ 性器や性交をみせる。 ・ 性的暴行。 ・ ポルノグラフィーを見せたり、被写体などを強要する。 <p style="text-align: right;">／等</p>
経済的虐待	本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。 ・ 本人の持ち物等を無断で廃棄したりすること。 ・ 本人の財産等を本人に無断で売却す ・ 年金や預貯金を本人の意思、利益に反して利用する。 <p style="text-align: right;">／等</p>
介助の放棄	意図的であるか、結果的であるかを問わず、支援や介助を法人職員が、そのサービス提供を放棄又は放任し、利用者の生活環境や、利用者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入浴させず異臭がする。 ・ 入浴時に洗体を行わない。 ・ 衣服の交換をさせない。 ・ 失便・失禁等の処理をせず放置する。 ・ 髪が伸び放題だったり、皮膚が著しく汚れている。 ・ 水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある。 ・ 室内にゴミを放置するなど、劣悪な住環境の中で生活させる。 ・ 利用者本人が必要とする支援・介助、医療サービスを、相応の理由なく制限したり使わない。 ・ 疾患等により食事制限等が必要な利用者に対し、制限を設けず飲食させ続ける。 <p style="text-align: right;">／等</p>